

試験問題

会社名: _____

役職: _____

氏名: _____

解答欄に、正解は○、間違いは×を付けて下さい。

解答欄

1. 「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

○

2. 一般旅客自動車運送事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業並びに一般乗用旅客自動車運送事業で、特定旅客自動車運送事業は含まれない。

○

3. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

○

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め、届け出なければならないが、運送の申込者との特約がある場合は、届け出していない運賃を収受することもできる。

×

5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

○

6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の引受けを拒絶してはならない。

×

8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車車庫の位置及び収容能力の変更にあたっては、速やかに事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

×

9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。

○

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
11. 安全統括管理者は事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であれば、要件を備えていない者でも選任することはできる。	×
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任又は解任するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	×
13. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。	○
14. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りではない。	○
15. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させることができる。	×
16. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。	○
17. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を届け出なければならない。	○
18. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができるが、一般貸切旅客自動車運送事業者は負担金の納付に応じないこともできる。	×
19. 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車の外側には、使用者の氏名、名称又は記号のほか、「貸切」を表示しなければならない。	○
20. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者(氏名及び住所を明らかにする者)に対して、遅滞なく謝罪しなければならない。	×

21. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、申込者に対し、運送引受書を交付しなければならない。	○
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、いかなる動物も旅客の現在する事業用自動車 で運搬してはならない。	×
23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転手が長距離運転又は夜間の運転に従事する 場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、 可能な限り、交替するための運転手を配置しておかなければならない。	×
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面により点 呼を行わなければならないが、乗務を終了した運転者に対しては電話による点呼でも 良いこととされている。	×
25. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動 車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の 方法により点呼を行わなくてはならない。	○
26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、乗務 記録を事業用自動車ごとに記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。	×
27. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況 を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなけれ ばならない。	○
28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を作成した日から1年間保存しなけ ればならない。	×
29. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として、運行ごとに運行指示書を作成し、こ れにより運転者に対し適切な指示を行わなければならない。	○
30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事 業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を 行わなければならない。	○
31. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、65才以上の運転者に対して、事業用自動車の 運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行わなければな らない。	○

32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。	○
33. 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者として選任できるのは、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を受けた者に限られている。	×
34. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、旅客の運送を申し込む者は、口頭で申し込みをすることができると規定している。	×
35. 事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に報告すればよい。	○
36. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。	×
37. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、旅行業者、地方自治体、学校関係者等の利用者に貸切バス事業者の選定に際して、単純な価格比較での選定を促すことを目的の一つとしている。	×
38. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)に「輸送の安全に関する基本的な方針」は定めがない。	×
39. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなる事案が発生した場合、当該事案のあった日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない。	○
40. 自動車運送事業の用に供する自動車は6か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。	×